

第7期第25回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年7月25日(火) 午後2時00分から午後2時24分

2. 開催場所 むかわ町産業会館 第1研修室

3. 出席委員 ○(24名)

4. 欠席委員 △(3名)

1番	小岸元気	○	10番	田代英孝	○	19番	佐田正彦	○
2番	中田賢大	○	11番	小笠原正実	○	20番	森山幸治	○
3番	辻 勉	○	12番	清瀬利一	○	21番	伊藤正人	○
4番	山本好一	○	13番	毛利武	○	22番	貞廣賢治	○
5番	清野 薫	○	14番	鈴木秀子	△	23番	平島道弘	○
6番	梅藤 勝	△	15番	林 利輝	○	24番	青木茂美	○
7番	山谷和彦	○	16番	藤岡健人	○	25番	藤江政利	○
8番	宇南山浩利	○	17番	石崎代里子	△	26番	佐々木保成	○
9番	永田寿明	○	18番	中澤 浩	○	27番	中島勝美	○

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件

第4 報告第2号 地区委員会の結果に関する件

第5 報告第3号 農業者経営移譲年金及び特例付加年金受給者の現況確認の結果に関する件

第6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第7 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

第8 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件

第9 議案第4号 農地中間管理機構による農用地の買入れ協議を行う旨の通知要請に関する件

第10 議案第5号 現況証明願いの発給に関する件

6. 農業委員会事務局職員

本 庁－事務局長 東 和博、主査 長谷山 美香

穂別支局－支局長 宮村 敦嗣、主任 伊藤 貴大

7. 会議の概要

事務局 長	総会の開催にあたり、中島会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。
会 長	【会長挨拶】
議 長	<p>それでは、総会に入ります。本日の出席委員は24名です。欠席は、6番・梅藤委員、14番・鈴木委員、17番・石崎委員、の3名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第7期第25回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。それでは、議事日程に従い進めてまいります。</p> <p>日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、23番・平島道弘委員、24番・青木茂美委員の両名を指名したいと思いますよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議 長	<p>それでは、両名に決定をいたしました。</p> <p>日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告3件、議案5件の合わせて8件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議 長	<p>異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。</p> <p>続いて、諸般の報告ですが、お手元に印刷配布しております諸般の報告のとおりですので、御了承願います。</p> <p>それでは、日程第3 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
主 査	<p>報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件について、ご報告申し上げます。</p> <p>議案書2ページをお開き願います。</p> <p>合意解約の通知を受理した内容を掲載してございます。</p> <p>合計で2件・3筆・面積は116,477.44㎡となっています。</p> <p>1番及び2番については、借主の意向により解約に至ったものです。</p> <p>以上で報告第1号の説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第1号について、質疑はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、報告第1号は原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>続いて、日程第4 報告第2号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
主 査	<p>報告第2号、地区委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。</p> <p>7月につきましては、議案に記載のとおり、7月11日に川西地区委員会、</p>

主 査	<p>川東地区委員会を開催しております。</p> <p>川西地区委員会では、あっせんの申出 1 件について、農地中間管理機構の購入が必要と判断したところ です。</p> <p>川東地区委員会では、利用集積計画の利用権設定 1 件について審議した結果、適当と判定しております。</p> <p>以上で報告第 2 号の説明を終わらせていただきます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第 2 号について、質疑はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、報告第 2 号は原案どおり承認することに決定いたします。続いて、日程第 5 報告第 3 号「農業者経営移譲年金及び特例付加年金受給者の現況確認の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
主 任	<p>報告第 3 号、農業者経営移譲年金及び特例付加年金受給者の現況確認の結果に関する件について、ご報告申し上げます。</p> <p>議案書 6 ページをお開き願います。</p> <p>鶴川地区 7 8 名の内、川西地区 4 0 名、川東地区 3 8 名、穂別地区 3 5 名、合計 1 1 3 名の方が経営移譲年金等を受給してございます。</p> <p>経営移譲年金や特例付加年金の受給者は毎年 6 月に支給停止事由に該当しない事を確認するため、現況届の提出をしていただいておりますが、全員から提出があり支給停止事由に該当しておらず実態を伴った経営移譲であることを確認しました。</p> <p>支給停止事由の項目としては、受給者本人が自ら農業を営んでいることなどですが、今後も支給停止事由に該当しないことを皆様の日頃の点検等からお願いをし、何かありましたら、相談や情報提供をお願いいたします。</p> <p>以上で、報告第 3 号の説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第 3 号について、質疑はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、報告第 3 号は原案どおり承認することに決定いたします。続いて、日程第 6 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
主 任	<p>議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件について、ご説明を申し上げます。</p> <p>議案書 8 ページをお開き願います。</p> <p>1 番につきましては、相手方の要望により、使用貸借するものです。</p> <p>事務局と農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しており</p>

主任 別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

9ページ、10ページに、図面、調査書を添付しておりますのでご確認願います。

以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

10番 1番について現地を確認してきましたので、報告します。

1番は[]が[]に使用貸借する案件です。

取得後は牧草を作付けする計画となっています。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

説明に対する、質疑はありませんか。

(異議なし)

議長 質疑なしと認め、議案第1号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議がないようですので、議案第1号は原案どおり決定いたします。

続いて、日程第7 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。なお、本案件中、[]が転用者の同居の親族となっており議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいかお諮りいたします。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、このまま審議に入ります。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

主査 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件について、ご説明を申し上げます。

議案書12ページをお開き願います。

1番は、[]が農家住宅を建設する案件です。

申請地の農地区分は農用地区域内農地であり、転用は原則不許可であります。農家住宅の建築は町農業振興地域整備計画の中で「農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項」に位置付けられており、農地区

主 査 分と転用面積は特に問題ないと考えます。
また、面積・事業要件により北海道農業会議への意見聴取については不要案件となっております。
13ページから17ページまで、現況地目図・配置図、調査表を添付しておりますので、ご確認願います。
以上で議案第2号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

15 番 1番について現地を確認してきましたので、報告いたします。
本申請は、農家住宅を建設するものです。申請地は、XXXXXXXXXXが耕作する農地の一部であり、周辺農地に与える影響はないものと認められます。また、転用目的、転用面積等も特に問題はないと判断します。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
説明に対する、質疑はありませんか。

(異議なし)

議 長 質疑なしと認め、議案第2号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第1号は原案どおり決定いたします。
続いて、日程第8 議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

主 査 議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件について、ご説明を申し上げます。
議案書19ページから、利用権設定1件です。
1番については、設定人の意向により、新たに利用権を設定するものです。
以上、利用権設定1件2筆ですが、この計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にある全部効率利用要件など受け手の各要件を満たしていると考えます。
図面につきましては、20ページに添付しておりますのでご確認願います。
以上で議案第3号の説明を終わります。よろしくご審議、ご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。説明に対する質疑はありませんか。

(異議なし)

議 長 質疑なしと認め、議案第 3 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第 3 号は原案どおり決定いたします。
続いて、日程第 9 議案第 4 号「農地中間管理機構による農用地の買入れ協議を行う旨の通知要請に関する件」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

主 査 議案第 4 号、農地中間管理機構による農用地の買入れ協議を行う旨の通知要請に関する件につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書 22 ページをお開き願います。

本件につきましては、地区委員会のご報告でも申し上げましたとおり、認定農業者が農地売買支援事業の利用を希望し、農地中間管理機構の買入が必要と判断したところであります。

23 ページと 24 ページに、町長宛の要請書、図面を添付しておりますのでご確認願います。

以上で議案第 4 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。説明に対する質疑はありませんか。

(異議なし)

議 長 質疑なしと認め、議案第 4 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第 4 号は原案どおり決定いたします。
続いて、日程第 10 議案第 5 号「現況証明願いの発給に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 査 議案第 5 号、現況証明願いの発給に関する件について、ご説明を申し上げます。

議案書 26 ページをお開き願います。

公簿地目変更登記をするため現況証明書の発給を申請されたものです。

1 番の申請地は、公簿地目が農地となっており、願出を受けたものです。

現地確認結果として、議案に記載のとおり、原野化しており、農地として利用されておらず、農地法上の農地に相当しないため、農地採草放牧地以外と確認をしております。

27 ページに図面を添付しておりますのでご確認願います。

以上で議案第 5 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに
補足説明をお願いします。

2 番 1番について、現地を確認してきましたので報告します。
申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、相当期間、農地として利用
されておらず、非農地化状態となっており、農地法上の農地に 相当しないた
め、「農地・採草放牧地以外」と判断しております。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
説明に対する、質疑はありませんか。

(異議なし)

議 長 質疑なしと認め、議案第2号は原案のとおり決定することにご異議ありませ
んか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第2号は原案どおり決定いたします。
以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしました
ので、ここで閉会といたします。